

奈良県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 森川 邦雄

大和郡山市筒井町一二九六

理事 奥田 敏夫

二二五

伊豆 幸次

一五四〇

堀江 正次

一四九六

藤田 正信

九条平野町一一四一

中川 光義

筒井町一五六九

竹本 嘉之

一三七九

灰藤 誉生

大和郡山市筒井町五九五一二

松田 悅治

一三九五一

堀口 博史

一五二三

森村 誠一

一五六五一

八百井 智

五九〇一一

石田 克正

一六二七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 森川 邦雄

大和郡山市筒井町一二九六

石田 克正

一六二七

伊豆 幸次

一五四〇

堀江 正次

一四九六

中川 佳三

一五三七一一

藤田 光義

一五六九

好明 正信

筒井町五九五一一

灰藤 邦雄

九条平野町一一四一

〃 〃 〃 監事 〃 〃 〃

松田伊谷 森村堀口 松井竹本 橋本
誉維誠一 博勇嘉之 昌史

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

一三九二 一五九七 一五六五 一五三三 一三七八 一三七九 一六〇九
— — — — — — —